

旧認定NPO法人が募集する被災者支援寄附金 に関する手続等のQ & A

平成 24 年 4 月
国税庁

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 70 号)附則第 10 条第 4 項に規定する旧認定特定非営利活動法人(国税庁長官が認定した認定 NPO 法人のうち所轄庁の認定を受けた認定 NPO 法人を除きます。以下「旧認定 NPO 法人」といいます。)が自ら行う東日本大震災の被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動(以下「被災者支援活動」といいます。)に特に必要となる費用に充てるために募集する一定の要件を満たす寄附金(以下「被災者支援寄附金」といいます。)について、所轄国税局長の確認を受けるための手続等に係る留意点を取りまとめましたので、参考としてください。

《 目 次 》

- [Q 1] 被災者支援活動に特に必要となる費用に充てるため募集する寄附金について、国税局長の確認を受けるためには、どのような要件を満たしていなければなりませんか。…………… 2
- [Q 2] 国税局長の確認を受けるためには、どこに、何を提出すればよろしいでしょうか。…………… 3
- [Q 3] 当法人は、被災地で実際に被災者支援を行うには人員が足りないことから、被災者支援活動を行う他団体に対して助成をすることにして、そのための寄附金を募集することを検討しています。この場合、当該募集について所轄国税局長の確認を受けられますか。…………… 3
- [Q 4] 被災者支援寄附金については、専用口座を設けなければなりませんか。また、寄附者名簿についても通常の NPO 活動に係る寄附者名簿とは別に作成しなくてはなりませんか。…………… 4
- [Q 5] 国税局長の確認を受けた場合、活動実績等の公表はどのように行えばよろしいでしょうか。…………… 4
- [Q 6] 被災者支援活動に係る費用を支出した場合に何か注意点はありますか。…………… 5
- [Q 7] 既に被災者支援活動を行っている法人が国税局長の確認を受けた場合、確認の日以前に集めた寄附金の税務上の取扱いはどうなるのでしょうか。…………… 5
- [Q 8] 都道府県の知事又は指定都市の長が認定する新たな認定制度に基づき認定を受けた認定 NPO 法人又は仮認定 NPO 法人は、被災者支援寄附金について所轄国税局長に確認を受けることができますか。…………… 6
- [Q 9] 所轄国税局長の確認を受けた旧認定 NPO 法人が、所轄庁より新たな認定制度に基づく認定を受けた場合でも、既に交付を受けた所轄国税局長の確認書は無効とはならず、引き続き被災者支援寄附金の募集を行うことはできますか。…………… 6

【確認を受けるための要件】

[Q 1] 被災者支援活動に特に必要となる費用に充てるため募集する寄附金について、国税局長の確認を受けるためには、どのような要件を満たしていなければなりませんか。

[A]

所轄国税局長の確認を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 旧認定NPO法人が自ら被災者支援活動を行うこと
- ② 寄附金を受けて行う被災者支援活動による便益等の享受者から原則として対価を受けないこと
- ③ 募集要綱に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表すること
- ④ その募集する寄附金に係る会計と他の会計とを区分して経理すること
- ⑤ その募集する寄附金の収入の実績並びに当該被災者支援活動に係る活動及び支出の実績について、適時（原則1月ごと）に、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること
- ⑥ 次のイからハまでの寄附金残額について、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体並びに被災者の収容及び保護等を行う地方公共団体に寄附すること
 - イ 平成26年12月31日が到来した場合における被災者支援活動に充てられるもの以外の寄附金残額
 - ロ その行う被災者支援活動が終了した場合における寄附金残額
 - ハ 不正等の事実があった場合における寄附金残額

【申請書類と申請先】

[Q 2] 国税局長の確認を受けるためには、どこに、何を提出すればよろしいでしょうか。

[A]

所定の事項を記載した申請書と添付書類を、主たる事務所の所在地の所轄国税局の法人課税課（審査企画係）にご提出ください。郵送での提出も可能です。

添付書類は以下のとおりです。

- ・ 募集要綱
- ・ 被災者支援活動計画書
- ・ 定款の写し
- ・ 定款変更の申請書の写し（定款変更の認証申請を行っている場合のみ）
- ・ 過年分の事業報告書（過去に同様の被災者支援活動を行っていた場合における、当該事業年度の事業報告書のみ）

なお、申請にあたっては、効率的な資料の準備及びスムーズな確認のため、所轄国税局の法人課税課（審査企画係）に事前相談を行っていただきますようお願いします。

【被災者支援活動を行う団体に対する助成のための寄附金】

[Q 3] 当法人は、被災地で実際に被災者支援活動を行うには人員が足りないことから、被災者支援活動を行う他団体に対して助成することにして、そのための寄附金を募集することを検討しています。この場合、当該募集について国税局長の確認を受けられますか。

[A]

所轄国税局長の確認を受けることのできる寄附金は、原則として、旧認定NPO法人が自ら被災者支援活動を行うために募集する寄附金に限ります。

したがって、被災者支援活動を行う他団体に対して助成するために募る寄附金は、自ら被災者支援活動を行うために募集する寄附金には該当しませんので、国税局長の確認を受けることはできません。

【被災者支援寄附金の管理について】

【Q4】 被災者支援寄附金については、専用口座を設けなければなりません。また、寄附者名簿についても通常のNPO活動に係る寄附者名簿とは別に作成しなくてはなりません。

【A】

受け入れた被災者支援寄附金を適切に管理し、被災者支援寄附金に係る会計と他の活動に係る会計と明確に区分して経理していただくのであれば、必ずしも専用口座を設ける必要はありませんが、被災者支援寄附金の管理・区分経理のしやすさといった観点から専用口座を設けていただく方が望ましいと思われま。

また、寄附者名簿については、通常のNPO活動に係る寄附者名簿と別に作成していただくことが望ましいですが、寄附金収入に関する管理が明確に区分して行われていれば、寄附者名簿の備考欄等に被災者支援寄附金である旨を明記することにより代えていただいても差し支えありません。

【活動実績等の公表方法】

【Q5】 国税局長の確認を受けた場合、活動実績等の公表はどのように行えばよろしいでしょうか。

【A】

所轄国税局長の確認を受けた旧認定NPO法人は、原則1月ごとの被災者支援寄附金の募集実績並びに被災者支援活動に係る活動実績及び支出実績（支出ごとの費目、支出先及び金額）について、その経過をインターネットの利用その他適切な方法により遅滞なく公表する必要があります。

また、旧認定NPO法人自らが開設するホームページ等に掲載することが適わない場合に、他のNPO法人が開設するホームページなどを利用して掲載していただくことも可能です。

なお、会員専用のページ等一部の方しか縦覧できないページへの掲載は公表には該当しませんのでご注意ください。

（注）募集や活動の初動期間（3～4ヶ月程度）のため遅滞なく公表できないなどやむを得ない事情がある場合には、数か月分をまとめて公表することでも差し支えありません。ただし、公表が大幅に遅延する場合や更新の頻度が少ない場合など募集要綱に記載した事項に則って適切に寄附金の募集実績、活動実績及び支出実績を公表していない場合には、所轄国税局長が交付した確認書を返還し、「被災者支援寄附金の募集のための手続き等」の（被災者支援活動が終了した場合等）に記載する手続きを行っていただく場合があることに留意願います。

【支出の領収書の管理】

[Q6] 被災者支援活動に係る費用を支出した場合に何か注意点はありますか。

[A]

受け入れた被災者支援寄附金について、必要費用に充てるために支出する場合は支出先から、領収書を受け取ってください。

受け取った領収書は7年間保存することとし、寄附者等から閲覧の求めがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させる必要があります。

【既に被災者支援活動を行っている法人が指定前に集めた寄附金の取扱い】

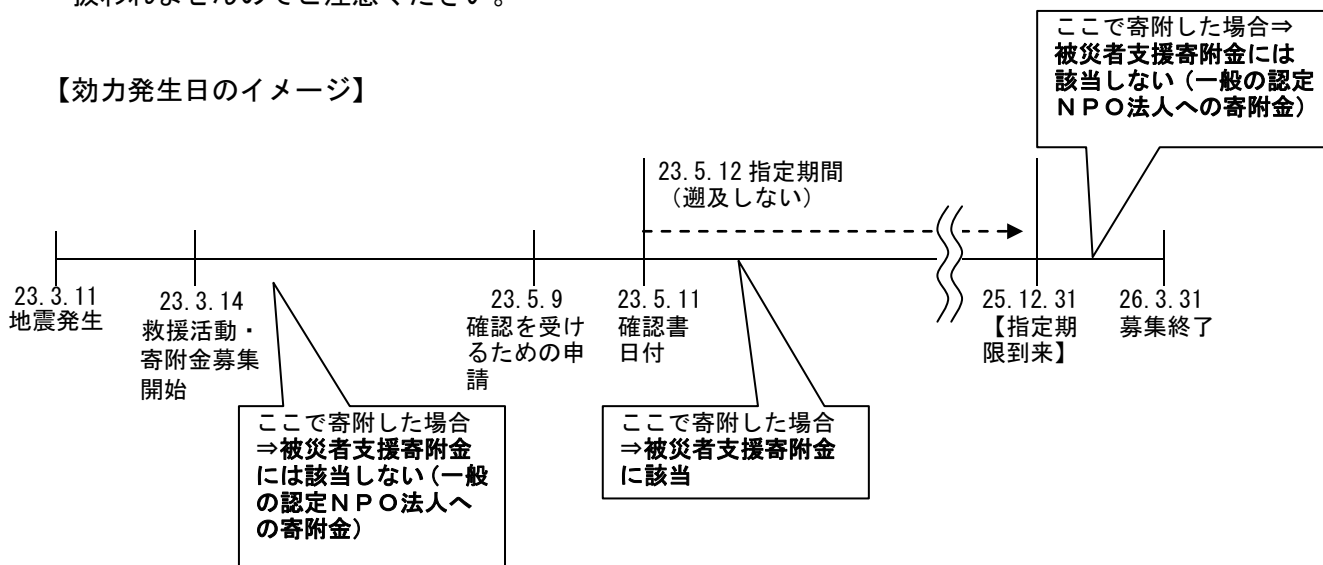
[Q7] 既に被災者支援活動を行っている法人が国税局長の確認を受けた場合、確認の日以前に集めた寄附金の税務上の取扱いはどうなるのでしょうか。

[A]

所轄国税局長の確認の日以前に被災者支援活動のために募集した寄附金については、指定寄附金の対象外となりますので、一般の旧認定NPO法人に対する寄附金として取り扱われます。

なお、確認を受けた日の翌日以後寄附された寄附金であっても、指定寄附金の指定期限（平成25年12月31日）までに寄附された寄附金でなければ被災者支援寄附金として取り扱われませんのでご注意ください。

【効力発生日のイメージ】



【新制度に基づき所轄庁の認定を受けた認定 NPO 法人に係る取扱い】

[Q 8] 都道府県の知事又は指定都市の長が認定する新たな認定制度に基づき認定を受けた認定 NPO 法人又は仮認定 NPO 法人は、被災者支援寄附金について所轄国税局長に確認を受けることができますか。

[A]

都道府県の知事又は指定都市の長（以下「所轄庁」といいます。）の認定又は仮認定を受けた NPO 法人に係る被災者支援寄附金については、所轄庁が確認を行うこととなりますので、所轄国税局長に確認を受けることはできません。

なお、所轄庁への確認申請手続等については、該当する所轄庁にお問い合わせください。

【旧認定 NPO 法人が所轄庁の認定を受けた場合の取扱い】

[Q 9] 所轄国税局長の確認を受けた旧認定 NPO 法人が、所轄庁より新たな認定制度に基づく認定を受けた場合でも、既に交付を受けた所轄国税局長の確認書は無効とはならず、引き続き被災者支援寄附金の募集を行うことはできますか。

[A]

所轄国税局長の確認を受けて、被災者支援寄附金の募集をしている旧認定 NPO 法人が、所轄庁の認定を受け認定 NPO 法人になった場合には、既に交付を受けた所轄国税局長の確認書は無効となり、その後に集める寄附金については指定寄附金の対象とはなりません。そのため、引き続き被災者支援寄附金を募集する場合には、所轄庁に被災者支援寄附金の確認申請を行い、所轄庁より確認書の交付を受ける必要があります。

所轄国税局長の確認を受けた旧認定 NPO 法人が、所轄庁から認定を受けた場合には、所轄国税局長の確認書を所轄国税局長に返還することとなります。その際、所轄庁より被災者支援寄附金の確認書の交付を受けている場合には、所轄庁の確認書の写しを添えて返還願います。

なお、所轄庁への確認申請手続等については、該当する所轄庁にお問い合わせください。

(注) 上記の内容は、平成 24 年 4 月 1 日現在の法令等に基づいて作成しています。

旧認定 NPO 法人が募集する被災者支援寄附金の確認手続に関しましては、主たる事務所の所在地の所轄国税局（所）の法人課税課（審査企画係）までお問い合わせください。